

伊丹スポーツセンター『出前スポーツ講座』実施要綱

1. (趣 旨)

伊丹市を中心とする地域住民の心身の健全な発達及び豊かな地域社会の発展に寄与するため、地域住民のスポーツ活動の普及・振興を図る機会を創出し支援する出前スポーツ講座（以下「出前講座」という。）を実施する。

2. (内 容)

出前講座は、団体等のスポーツ活動に公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団（以下「財団」という。）伊丹スポーツセンターのスポーツ指導者が、出張して指導を行う地域スポーツ活動を支援する講座とする。

3. (指 導 者)

出前講座の指導者は、財団が雇用するスポーツ指導者で、理事長が認めた者とする。

4. (指導者の責務)

指導者は、財団の指導要請に基づき実践活動の指導を行うものとする。

5. (出前講座の指導料及び交通費)

出前講座の指導料は、別表1のとおりとし、原則として実施日の前日までに支払うものとする。

なお、伊丹スポーツセンター（以下「センター」という。）から現地までの交通費は、出前講座の申請を行う団体等が、負担するものとする。

6. (利 用 者)

出前講座の利用申請ができる者は、原則として伊丹市内に在住又は勤務する者で構成する団体等とし、次の事項に該当しない活動であること。

(1) 参加人数が10名未満の指導に係るもの

(2) 午前9時以前及び午後8時30分以降の指導に係るもの

7. (申 請)

出前講座の利用を希望する団体等は、実施日の1カ月前までに出前講座申請書（様式1）を、センターに提出しその承認を受けるものとする。

8. (施設の確保)

出前講座の利用申請を行う団体等は、活動に必要な施設の確保を行うものとする。

9. (指導時間)

指導の時間は、3時間を超えない範囲とする。

10. (活動中の傷害等)

スポーツ活動中における傷害等については、団体等が自らの責任においてこれを処理するものとし、財団はその責任を負わないものとする。

11. その他

この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は平成30年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

指導時間	指導料(指導者 1 名につき)
1 時間 3 0 分以内	6, 0 0 0 円
2 時間以内	8, 0 0 0 円
2 時間 3 0 分以内	1 0, 0 0 0 円
3 時間以内	1 2, 0 0 0 円